



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 202

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

---

// INDEX //

- 1・2019年11月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～駐車車両が標識を隠し、摘発された交通違反の責任は
- 3・交通事故の裁判事例～使用期間も短く「常時使用する自動車」に該当せず
- 4・今日の朝礼話題～災害時に車から電気をとることができます
- 5・【新発売】自己診断テスト「自転車の安全運転度診断」
- 6・【好評発売中】手帳「2020トラック運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】手帳「2020バス運行管理者手帳」

// //

-----  
★11月前半の安全管理ごよみ  
-----

◆1日（金）～30日（土）

——過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン・厚生労働省）

——エコドライブ推進月間（エコドライブ普及連絡会）

——フォークリフト等の特定自主検査強調月間

◆1日（金）～10日（日）

——TRY-LIGHT LIVE活動（おもいやりライト運動事務局）

◆3日（日）

——文化の日

◆7日（木）

——第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

◆8日（金）～12月4日（水）

——令和元年度（第2回）運行管理者試験書面申請期間

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2019/10/10/kongetsu-untentkanri-2019november/>

---

## ■安全管理法律相談

---

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

### 第73回「駐車車両が標識を隠し、摘発された交通違反の責任は？」

#### 【質問】

道に迷って、電車の線路沿いに走行していましたが、交番の前を通過したときに警察官が追いかけてきて、一方通行違反の切符を切られてしまいました。

実は、一つ手前の交差点からそれまでとは逆方向の一方通行になっていたのですが、標識の前にトラックが駐車しており気づくことができませんでした。このような場合、駐車車両に責任はあるのでしょうか？

#### 【回答】

標識は、運転者等に見えなければ意味をなしませんし、標識による規制に従わなければ交通違反となりますので、見やすいように、必要な数を設置し、管理しなければいけません。そのため、草木が伸びて隠れていたり、事故で歪んだりして見えない場合には、交通違反に問うことはできない場合があります。…

#### 【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/10/01/houritsu-73-hyoushiki-kakushi/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、自分が普段使っている車が事故を起こして使用できないため、友人から借り入れた車で起こした事故につき、自動車保険契約の他車運転危険補償特約における「常時使用する自動車」に該当するかどうか争われた事例を紹介

介します。

『使用期間も2週間程度に過ぎず「常時使用する自動車」に該当しない』

#### 【事故の状況】

平成26年3月31日午前8時15分ごろ、Aは普通自動車を運転して愛知県春日井市内を走行していたところ、信号待ちで停止していた車に気づくの遅れ、追突しました。

Aが運転していた車は、自分が普段通勤に使用している車が3月18日に事故を起こしたために、友人から借りていたものでした。

Aが普段使用していた車には、自動車保険契約が締結され、それには「他車運転危険補償特約」が付保されており、損害保険会社に修理費用等を請求しました。

ところが、保険会社では「他車運転危険補償特約」は、他の自動車を「臨時に」借りて使用するときのリスクに備えるもので「常時使用する自動車」は含まれないので、Aは通勤の他にも遊びにも使用し使用頻度も高かったことから、「常時使用」に当たるとして支払いを拒否しました。

#### 【裁判所の判断】

「該当車両は、Aが使用している車が平成26年3月18日に事故を起こし、使用できる車がなくなったためその代車として借りたものであり、その使用期間も修理等が終了するまでと想定され、実際の使用も2週間程度に過ぎなかったことからすると、Aが車両を常時使用していたとまでは認められない」

「Aは代車として借りた車を、日々の通勤や遊びに行くときに使用していることが認められるが、その使用の程度は代車の使用として通常想定される範囲内のものと言え、これを持って直ちに常時使用していたと認めるのは困難というべきであり、これを認めるに足りる証拠はない」

とし、代車として使用していた車両が「常時使用する自動車」に該当しないとしました。

(名古屋地裁 平成29年9月1日判決)

---

■今日の朝礼話題

---

『災害時に車から電気をとることができます』

最近、台風や地震などによる停電が珍しいことではなくなってきました。停電が長引くとき車から電気をとれることをご存知ですか？…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/10/17/tw-saigaiji-denki/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

---

■【新発売】自己診断テスト「自転車の安全運転度診断」

---

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット・税別・送料実費）

自転車を運転するにあたっては、運転免許証が必要ありません。そのため、交通ルールを十分に理解しないまま危険な運転をしている人が後をたちません。

本テストは日頃の自転車の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、普段どれくらい安全に自転車を運転できているかを知ることができます。

「安全確認不足の危険度」、「対歩行者・自損事故の危険度」など6つのパ

ターンで診断され、自転車を運転するにあたっての具体的な弱点に気づくことができますので、今後の自転車での安全運転に活かしていただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2IOWxBA>

---

■【好評発売中】手帳「2020トラック運行管理者手帳」  
手帳「2020バス運行管理者手帳」

---

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー（黒・トラック／ワイン  
レッド・バス）／本色2色刷

※価格 各1,200円+税

今年も「2020トラック運行管理者手帳」「2020バス運行管理者手帳」  
の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」  
「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係  
の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

また、スケジュール欄も充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっ  
ております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

---

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただ  
いております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数で

すが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和1年10月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

